

予算特別委員会会議録（ 5 ）			
日 時	平成 1 1 年 9 月 2 0 日（月）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 3 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、横田・中村・松本（聖）・古沢・次木・佐藤（次）・佐々木（勝）・岡本・斉藤（陽）・佐野 各委員		
説 明 員	水道局長、土木・建築都市両部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に古沢・佐々木（勝）両委員を指名。付託案件を一括議題とし、これより建設常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

○ 松本（聖）委員

市営住宅家賃滞納者に対する訴の提起について

議案第 24 号が提出されているが、現在 1 年以上にわたる家賃の滞納額と件数を示せ。

○ 住宅課長

10 年度で 3,672 万 7,000 円・329 件の内、1 年以上の未納世帯は 51 件である。

○ 松本（聖）委員

分納依頼や退去要請にも応じないケースは何件あるのか。

○ 住宅課長

滞納期間の大半は 1～3 カ月未満であり、1 年以上で分納に応じないケースという把握はしていないが、途切れ途切れで納入されるものもある。

○ 松本（聖）委員

本件は、約 50 カ月分の滞納で全く分納にも応じないので訴訟に踏み切ったと聞くと、訴訟費用もかかるし、何より行政は公平を保たなければならないはずであり、このケースが飛び抜けて多額であればやむを得ないが、スケープゴートであってはならない。他の滞納者にはどう対処するのか。

○ 住宅課長

多い方は 3 月末で 220 万円にのぼる。本件は既に退去し現在分納中である。額の多寡によるものとは一概には言えず、また見せしめのつもりでもない。訴えに当たっては要綱のようなものがあり、資力がありながら払わない、35 カ月以上納入していない等も勘案し、不公平感のないよう接触している。ただ、今回は残念ながら約束が履行されず再三再四要請しても誠意が見られないものである。多額でも分納に応じ誠意ありと判断されれば訴えの提起まではしない。

○ 松本（聖）委員

本件の滞納額はいくらか。

○ 住宅課長

6 月末現在で 48 カ月分で 102 万 3,000 円である。

○ 松本（聖）委員

市営住宅家賃滞納者に対する訴訟について、過去の状況はどうか。

○ 住宅課長

明渡訴訟は、平成 9 年度から始め、初年度は 2 件、10 年度は 2 件予定していたが内 1 件は自主退去したため 1 件となっている。

○ 松本（聖）委員

それら 3 件の支払状況は現在どのようになっているのか。

○ 住宅課長

9 年度のケースは現在分納中であり、内 1 件は督促しつつ不定期ながらも納入されている。10 年度のケースは破産宣告を受け、その後の入金はなされていない。

○ 松本（聖）委員

本件の訴訟費用はどの程度になる予定なのか。

○ 住宅課長

昨年実績から考えて 70 万円程度と予定している。

○ 松本(聖)委員

過去の例を見ても「訴訟即納入」というわけではない。費用対効果の面からも 102 万円の回収に 70 万円もかけるのは、やはり見せしめ効果を期待していると思われる。訴えられた側もいい感情は持たないと思う。何か他に方法があるのではないか。

○ 住宅課長

まず本人と連帯保証人に対し 9 回の催告を行い、その後裁判所から支払命令が出てもなお、支払不履行の場合に訴訟に至るわけだが、それまでに 2 ～ 3 年が経過し、その長期間誠意が見られず残念ながら訴訟に至るわけである。費用対効果については、市営住宅に入居を希望していてもできない人の多い中、入居しながら払わない人には明け渡ししてもらって、新たな入居者からきちんと家賃を納めてもらうという効果もあると思う。

○ 松本(聖)委員

1 ～ 3 カ月分程度の短期の滞納についてはどの程度の支払いのお願いをするのか。

○ 住宅課長

原則として 1 カ月分の滞納が生じれば督促状が出る。その後の納入については、電話により催告し、また囑託の滞納整理員 2 名により早期に対応してもらうが、留守が多いためメモを入れ日時を設定して本人の都合に合わせるようにして対応している。

○ 松本(聖)委員

滞納者としては 1 ～ 2 カ月程度なら何とかなるだろうという感覚で、それがいつのまにか膨らんでどうにもならなくなるのだと思う。だから、早期の徴収を強化する方が、長い目で見れば本人のためになると思う。役所がここまでやるのかと思っている人も少なからずいる。訴訟という強行手段を取らずに済む方法を考えてほしいがどうか。

○ 住宅課長

早期の対応で滞納額を増やさないことが基本であり、その観点で接触を試みているが、それに応じないため結果としてこのような状況になっている。今後も早期接触に努め、できるだけそれぞれの事情を勘案し、細かな分納でも対応していく必要もあると思う。

○ 松本(聖)委員

払う側にも様々な事情があるだろうから、極力柔軟に対応してほしい。

駅前中央通再開発について

地権者には様々な思惑があり、当初市が描いた絵姿どおりにはならないと聞く。今後のまちづくりの基本的コンセプトを説明せよ。

○ (活対) 嶋田主幹

10 年度に今後のまちづくりについて住民と議論するために作成した絵姿の以前に、9 年に住民に説明した中では、中心市街地としてふれあい・にぎわい・うるおいを創出するまちづくりをコンセプトとしている。絵姿どおりの景観が全て取り込まれるわけではないと思うが、住民と接触する中で理解を求めている状況である。

○ 松本(聖)委員

個人的には「小樽らしさ」は雑然とした美しさ、次の角を曲がるとどんな店があるんだろうどんな路地があるんだろうという面白さにあり、それも 1 つのまちづくりだと思う。

画一化された街並みは確かに小綺麗だが、各地権者の意向を鑑みれば「雑然の美」を追求してほしいと思う。例えば外壁に対する補助金があるが、大小様々な建物が混在する中で外壁だけ整っているのは不自然である。個別案件

について、トータルの開発の観点からはどのような指導を行っているのか。

○(活対)嶋田主幹

1月31日に仮換地指定を行い、新たなまちづくりに着手した。確認申請は2件出ている。画一的なイメージのまちづくりは考えておらず、住民もそれを求めていると理解しており、個々に自己主張できるような建物をつくらうということで案内している。外壁補助については、全てが同一資材・同一色と定義しておらず、ケースバイケースで一軒一軒再建の段階で面談し、特別景観地域における外観形成補助の条項も用いながら誘導していきたいと考えている。

○松本(聖)委員

小樽の顔であり観光客の第一印象を決める通りであるから、ぜひ強力な指導力で個別案件に流されずにトータルの発想でまちづくりを進めてほしい。役所があればこれ口出しすべきでないと言う人もいる。確かに実働部隊は民だが、こうした大きなプロジェクトの管理指導は官が積極的に担わなければ成功しない。この通りを下りた運河周辺は特別景観形成地区だが、私には乱開発・無秩序な再利用で虫食い状態に見える。先日、小樽の50年後、100年後を考えて、ドイツのある古い街を視察した。2,000年前の城壁がいまだに残っているような歴史ある街で、近代的ビルも立ち並ぶ地区もあるが市の半分は数百年前と変わらぬ街並みをとどめていた。これは国の強力なプロジェクトとして街の保存をした結果である。住民意識にもよるから全く同様に日本でもできるとは思わないが、歴史的景観の保存のためにはもっと強力な指導や助成金補助はできないのか。

○都市デザイン課長

運河周辺地域18haを歴史的景観地区に指定している。中央橋付近の倉庫群の活用方法の是非については議論のあるところだが、我々としては歴史性やウォーターフロントと倉庫群のできるだけ調和のとれた街並み形成を考えながら指導している。助成金も多く与える程それに比例した指導力は付随するが、本市のレベルは全国的にも上位にあり、これ以上の助成は現状では難しい。いずれにせよ、街並みにあった建物利用や新築をできるだけ誘導しなければならないと考える。

○松本(聖)委員

トータルなまちづくりには相当に力強い市の指導力が必要になる。市がはっきりとした絵を描いていなければ良いまちづくりはできない。場当たり的ではなく信念を持って指導してほしい。曾孫の代まで自慢できるまちづくりを計画性を持って進めてほしい。

公園づくりについて

街中を歩くと心安らぐ場所がないと思う。味のある路地も中にはあるが、街区公園はブランコ・すべり台・砂場・ベンチがあっても赤土剥き出しでとてもそこで憩う気分にはならない。もっと木陰が必要と思う。小樽は街中にあまりにも緑が少なすぎる。そうした公園づくりは可能なのか。

○公園課長

市内に約90カ所の公園があり、中にはなえぼ公園や小樽公園、手宮公園等、自然を利用したものもあるが、街区公園は従来子供主体で作られているため遊具中心になっている。

ただ、今後は少子高齢化に配慮し、緑を配置した公園づくりも必要になると思う。

○松本(聖)委員

高齢化率は22%を超えた。お年寄りにも憩いの場を提供できるような公園づくりを目指してほしい。木を植えると落ち葉の始末が大変だし近隣住民からの苦情も容易に想像しうが、毎日眼前に広がる緑をとるのかほんのひと月の落ち葉の掃除を嫌ってそれを諦めるかは住民意識の問題である。しかし、街中の緑の精神安定剂的効用をもっと市民に知ってほしい。緑の大切さを子供に教えるためにも公園に木や花を植える活動は重要である。

その点の市民理解を得る努力を共にしていく必要がある。「やすらぎのまちおたる」の名に恥じぬ憩いの場を街中

に増やしてほしいと要望する。

○横田委員

朝里共同住宅について

老朽化が進んでいるが、現在の入居形態と今後の見通しについて説明せよ。

○住宅課長

昭和 33 年に道の住宅供給公社が建設し、市が管理委託を受け、入居者が家賃を支払い償還が完了した時に所有権が無償譲渡されるシステムで、3 階建の内 1 階が店舗、2 ～ 3 階が住居の構成である。所有者は市を含め 7 名おり、住居部分で市営住宅と位置付けているものが 6 戸ある。現在は償還中なので所有権はまだ公社が有している。建物に関しての窓口は住宅課が担当している。

○横田委員

現在住居者は何名か。

○住宅課長

全 18 戸中、6 月現在 1 世帯である。

○横田委員

落雪や老朽化による壁落ち等で危険な状況にある。また小樽側の入口が開放されたままで出入り自由になっており、ゴミ袋と古着で足の踏み場もなく不衛生な状態が放置されている。3 階は古雑誌が散乱しタバコの吸い殻も見受けられ、付近では非行の温床になると心配されている。また、店舗部分は相当以前から水漏れ等で使用不能なのに賃貸料を支払うのはおかしい、修繕してほしいでも自己負担のジレンマがあるとの声がある。平成 9 年に地権者が集まり要望を提出したと聞くが、それに対する回答はどうしたのか。

○住宅課長

正式な文書としては受けていないが、議会ではそうしたやりとりがあったと聞く。

○横田委員

文書の控があるので後程見てほしい。償還終了まであと 4 ～ 5 年あるが、それまであの状態のまま放置するのか。朝里十字街という小樽の玄関口に位置するが、今後についてはどう考えているのか。

○住宅課長

償還終了は平成 20 年 12 月だが老朽化が著しく市民の心配もある。平成 9 ～ 10 年に地権者全員による集会や個別の折衝で、権利者が輻輳している状況下で解体も含めた協議を進めているが、将来所有権が発生するという前提もあり時間がかかっている。ただ、現状開放されている部分は立入調査し、実態を踏まえて権利者とも協議をしたい。

○横田委員

権利者の大方は意見がまとまっており、一括償還等して早く解体してほしいと聞く。何名が反対しているのか。

○住宅課長

2 名が不承知と聞く。社会情勢も変化しつつあり、また年を経るごとに一層老朽化も進んでいくので、再度協議していきたい。

○横田委員

早急に対応してほしい。また、再生マスタープランには丁度この建物の後側に新光住宅の計画があり、平成 17 ～ 18 年で 50 戸整備する内容だが、現共同住宅はプランの中では除外されている。プランでは平成 20 年にはどのようにする考えなのか。

○住宅課長

従前、現共同住宅背後地には道営住宅があり、その解体時に全体の住居戸数確保の観点から新光住宅の計画を盛り込んだわけである。また、既存の共同住宅については消えているわけではなく、権利者との話し合いが固まらなければ如何ともし難いので、現状は切り離した形で進めていきたい。

○横田委員

17～18年には立派な市営住宅が建ち、その前方にあの共同住宅があるのは何なのかともなろうし、周辺の交番や消防出張所の施設も相当年季が入ってきているので、これらも視野に入れた方針を打ち出してほしい。

旧朝里温泉整形外科病院跡について

窓ガラスは割れドアは破られ廃屋状態となっているところに、お化け屋敷の噂があり暴走族車両が騒がしい、暴走族がガラスを割る、人が集まり中で騒いでいる等の110番通報が先月9件入っている。すぐ側には民家が隣接している。この建物の所有者に対し市はどのような措置を行っているのか。

○建築指導課長

昨年経済部からも話があり消防も含めて協議し、所有者に適正な維持管理をお願いする文書を3回発送し、その間電話で相手方担当役員にも申し入れている。ただ、現所有者からはこの土地建物を売却する予定だが直ちに買取り手が見つからないので誰か紹介してほしいと言われる始末である。我々としては、容易に立ち入れないような維持管理を粘り強くお願いすると共に、警察にも一層のパトロールを要請していきたい。

○横田委員

第一義的な責任は無論所有者にあるが、現に付近住民は困り果てており、警察も四六時中張り付いているわけではない。そこで市が窓に囲繞処置を施すことはできないか。

○建築指導課長

市として何かできないかと話し合い、文書を出す・電話でお願いする程度しかできないとの結論であった。個人所有の建物なので、公費で立ち入れないような手立てを講ずることは難しい。

○横田委員

法や条例に根拠がなければ動けない部分もあるのだろうが、住民が実際に自分達でコンパネを貼っているといった部分で何かお手伝いできないものか。市は一体何をやっているのかとの厳しい声もある。所有者と実際に会って話し合うことも必要ではないか。

○建築指導課長

周辺住民がコンパネを貼りばら線を巡らしているのを逆に面白がって破って立ち入ろうとする、その繰り返しの状況で、実際に所有者である法人の役員に来樽してもらい、現地も見てもらったが、所有者としては二度と立ち入れないようにするには相当費用がかかり売却予定の物件にそこまでできないとの姿勢である。我々としては引き続き要請しているが、予算の範囲内で所有者がどの程度のことができるのか電話で話し合っているところである。市が間に入ってよいものかどうか何とも言えないが、住民と所有者で話し合う場を持ち、よりよい方法がとれるようにと投げ掛けていきたい。

○横田委員

所有者と一歩進んだ話し合いをしてほしい。この廃屋はミニコミ紙のお化け屋敷リストに掲載されたため人が集まったようなので、掲載についても厳しく指導してほしい。

○前田委員

市営住宅建設の要件について

一般に、調査研究に始まり、市営住宅の建設を決定するに至るまでにはどのような経緯経過をたどるのか。

○住宅課長

市内の持ち家とアパートのニーズを勘案し、それに見合う実際の管理戸数を比較した上で戸数が整理されてくる。ただ、小樽の場合はオタモイ・長橋・最上等古い住宅があり、その建て替えや、また中心市街地に適地があれば、全体の管理戸数を見ながら、持ち家の状況も勘案して決められていくものとする。

○前田委員

過去と現在の考え方の違いはどこにあるのか。

○住宅課長

現在の住宅ニーズはマイホーム志向・融資制度の充実を求める傾向が強く、民間も持ち家・マンションが多く、公営住宅の建設には低所得者対策の側面があるが、社会経済事情が大きく変化したと言える。

○前田委員

需要と供給のバランスが問題と思うが、民間アパートの空き家率は市営住宅建設に当たり考慮されているのか。民間の住宅市場状況はどのように捉えているのか。

○住宅課長

民間の空き家状況も勘案し、政策空き家的に空けている部分もある。

○前田委員

札幌ではテナントの場合空き家率が5～8%らしいが、小樽では一般住宅の空き家率が何%程度になれば市営住宅が必要と判断するのか。

○建築都市部長

戦後は生活水準が低かったため、困窮者を多くの住居に吸収ことが先決とされ、相当数が建てられた。しかし最近、生活水準も向上し市民ニーズも多様化して、公営住宅も戦後に建てた多くが老朽化し、居住スペース・設備等の問題も出てきている。そこで今回のマスタープランでは単なる戸数増ではなく、建替えを基本にしており、分散していると管理効率が悪いので古い住宅は廃止してまとめていくことも含めて当面は進めていこうと考えている。

○前田委員

戸数は減っているが、質的にはグレードアップしているということか。

○建築都市部長

管理戸数は現状維持を基本としており、当面は増減はない。

○前田委員

マイカル開業による住宅不足を見込んだ民間が先行的に開発を進めている。公営住宅の建設がそれを圧迫するようなことになってはいけないと思う。

TMO(タウマネージメント機関)について

街なか活性化計画の具体化にあたり重要な役割を担うというが、その内容を説明せよ。

○(活対)竹田主幹

中心市街地活性化法に基づく基本計画としての街なか活性化計画を策定したが、これは市街地の整備改善を目標とし、都市基盤整備と市街地の商業活性化をリンクさせて進めようとするものであり、商業活性化面で新たな方向性として打ち出されたものがTMOである。これは、もともと米国等で中心部の再開発において、個々の権利者がバラバラに開発するのではなく1つの目標に向かって「まち」をマネージメントしていこうという考え方があり、それを国が採り入れたものである。同法ではTMOになり得る機関として、商工会議所・商工会・3セク(公益法人形態・株式会社形態いずれも可)と指定し、各自治体に1つと限っている。

TMOは自ら行う事業について、TMO構想を作り、行政がそれを認定することにより、一体となって事業を進めていく形になっている。

○ 前田委員

小樽市としてはどこをTMOに認定するのが望ましいと考えているのか。

○ (活対) 竹田主幹

現状では3セクは難しく、地域の意見を取りまとめていける機関としては商工会議所がふさわしいと考えている。会議所内でもTMOに向けた取り組みが様々なセクションで議論されており、我々もその会合に出席しながら検討している段階である。

○ 前田委員

8月10日に国に送付した街なか活性化計画の内容はどのようなものか。

○ (活対) 竹田主幹

10年度に各地域の住民・所有者・学識経験者等による策定委員会を設置して議論してもらい、行政としても中心市街地活性化に関わる事業について検討を重ねた中で本年度策定したものである。送付先は3省(自治・建設・通産)から成る中心市街地活性化推進室という国の統一的窓口である。内容は、中心市街地現状と課題、今後目指すべき方向性、場所的範囲、取り組むべき事業についてである。

○ 前田委員

その後の動きはどうなっているのか。

○ (活対) 竹田主幹

国としては、認定作業はなく送付された基本計画を13省庁が統一的に支援する政策なので、協議会を設置して協議されている。今後は毎年一定の時期に翌・翌々年度に支援してほしい事業について書類を送付することとなり、関係機関と協議しながら事業の熟度を高めていくことが課題である。TMOについては会議所内のセクションにも計画の内容を説明中である。

○ 前田委員

厳しい商業環境の中で、そうした事業に商業者が取り組むには難しい面があると思う。

今後、共に検討を重ねるにあたり、どのように進めていこうと考えているのか。

○ (活対) 竹田主幹

我々もこの計画の商業活性化に関わる事業については、あくまでも民間主体で取り組むべきと思っており、様々な事業の検討の中では確かに先行き不透明な現状で困難な課題もあると思う。しかし、一步でも先に進むべくTMOを作り上げ、まちづくり・商店街づくりの機運を高めて、個々にきちんと認識してもらうことが基本と思う。行政としては、国が用意している支援の積極的な導入を視野に入れながら一步一步進んでいきたい。

○ 前田委員

計画の中で現在実現可能なものは何か。

○ (活対) 竹田主幹

計画に盛り込まれた商業活性化に関する事業は継続的なものが多いが、今年度はTMOの組織化が中心となる。個々の商店街では、都通・サンモールの環境整備や花園銀座の駐車場の問題等について事情を伺っており、実施時期はまだ明確ではないが、今後の課題として共に実現を目指して取り組みたい。

○ 前田委員

行政指導だけでは進まず、今後のTMOとの関わりが重要である。しかし、何十年もかけるわけにはいかないと思うがどうか。

○ (活対) 竹田主幹

中心市街地活性化法自体は恒久法だが事業に何十年もかけるわけではなく、街なか活性化計画においても概ね10年と定め、早急に取り組むべき事業は前期5年以内とし、中長期のものは後期事業と位置付けて、内容充実を図

償が済んで道路が高上げされるので自分の所も位置をずらして高くした。税金の問題もあるので早くそこに土を入りたいがそれには近隣との関係で擁壁を組まなければならない、結局2～3年越しになっている。それで補償の一部が一時所得扱いとなって課税対象となるという問題も生じている。さらに第3ポンプで当初供用区域と計画していた地域の中で、実は13年春に予定しているが当初は12年までにきちんとやると説明しながら、諸問題が複雑に絡んで実は取り残される区域ではないか。土木事業所のある稲穂沢通線一帯の通称二瓶団地や小原組資材置場下などは、当初計画には盛り込まれていたのに、国道の問題もあり13年春には間に合わなくなることにはならないのか。

○(下水)建設課長

土木事業所裏を含めた周辺一帯については、12年度の8次5計については供用開始していきたい。12年度末までの一部供用開始区域については、現在検討している中では、直轄的なものの中で取り組むのは難しいと考えている。

○古沢委員

二瓶団地や資材置場下に住んでいる人は、国道の高上げが本格的に行われなければ結局取り残される。しかし、そのように説明されている風でもない。こうした地域に早急に経過説明し、納得のいくような計画の説明をすることが急がれると思うがどうか。

○下水道事業所長

現在入れている幹線が完成すると自動的につなげるということになるので、住民に説明しなければならないと考えており、オタモイ3丁目については200件位、新道会館についても200件位なので、4～5回程度説明会を開きたい。説明会開催はすなわちつなげるということだと考えている。

○古沢委員

そうではなく、うちはつながると思っていたところが実はつながらないというところが出てくるわけだから、そこは急いで説明すべきではということなのだがどうか。

○下水道事業所長

これについては国とも縷々話し合っており、説明についても町内会を通じながら周知していきたいと考えている。

○古沢委員

ここは自動車専用道路で新光から伍助沢の上を走る、一説には1,200億円とも言われた道路の塩谷に下りてくる取付道路の位置に当たる。国ではすでに資材置場下辺りが丁度その位置に当たるので、付近住民に用地処理問題等ですでに行動開始している。だから、この辺に住む人は、下水道の問題、国の道路の問題、自分の高齢化等でこの先どうしたらよいか混乱している。きちんと生活設計が立つようにしてほしいとの要望がある。したがって、市が本来13年春に下水道をつなぐと説明していたがつながらなくなること、別途急いで説明会等を開いてほしい。

上水道6拡について

『小樽水道の歩み』第10章浄水管理の項によると、「山が海岸に迫っており、これを源とする上水源の集水地域には、農耕地・住宅地・鉱工業地域等がなく、したがって、水源の人為的汚染がほとんどなかった。(中略)小樽の多くの水源の内、樽川水源以外はすべて河川水でその旨さはかつて小樽に入港の船員から神戸六甲の水が小樽の水かと言われるほど有名であった。」とある。当時この記述を支えるようにがんばっていたのは奥沢と潮見台の浄水場である。第5次拡張事業まではこの旨い河川水を中心とした水道事業の歴史であったと思うが、第6次に入り一変する。つまり朝里ダム放流水が主役にとってかわり今では市内全域への配水システムが完了している。ダム湖の水性特性は濁水の長期化・暖水から冷水への放流・微臭の発生等が挙げられる。放流直下で取水するわけだから、原水水質はダム湖水そのものである。ダム湖水の処理について旨い水を維持するための特別な苦勞をしているのか。

○浄水課長

ダム水と河川表流水の両方とも浄水処理については一般的な急速濾過方式を採用しており、特に難しい処理はしていない。

○古沢委員

六甲か小樽かと言われるほどの水質を、現在の濾過方式でも維持できるとの自信ある答弁には聞こえない。昨年赤井川村で発生した「盗水問題」に関連した報道を振り返ると、水系最大の水利権者であった当市に取水量の一部譲渡を願い出たことから始まり、当市は高台地区への配水確保は他の水源では難しい、許可取水量に余裕はないとの態度で対応したとある。一方、土現は新たな水利権取得は現状の流量維持を困難にするため難しいとの見解表明をしている。こうして7月から9月にかけて問題解決は一見暗礁に乗り上げたかに見えていた。その間、庭先を流れる川から水を汲めない赤井川村民には下流の小樽市が非情な大地主に映ったかもしれない。しかし昨年11月には一変して解決方向に向かい、赤井川村が取水しても小樽市への影響がないとして赤井川村の取水権取得申請に同意する態度を示したと報道されている。しかし当市には朝里ダムという巨大な水瓶がある。この水を全市に配水できるシステムを持ちながら何故赤井川村の願いを拒否したのか。

○(水道)工務課長

天神浄水場からは高区系統へ給水しており、朝里ダムの水は、豊倉浄水場から中・低区系統に給水している。高さの関係で大変難しいと赤井川村には話している。

○古沢委員

「水道屋」「技術屋」の皆さんはもとより水道に携わる一般行政サイドの職員や市長においても、小樽の水に誇りを持ち、市民に旨い水を供給したいとの思いが根底にあって、配水システムを持っていたとしても余市川水系の旨い水を手放せなかったのではないか。

○(水道)工務課長

そのような考えはなかった。朝里ダムの水についても、朝里表流水と同程度の水質と理解しており、天神が190m、豊倉が135mラインなので、その標高差55m分を持ち上げる位置エネルギーが必要になることから難しいと答えた。

○古沢委員

誇り・思いがあったらいいなと思って尋ねた。6拡事業の基本フレームについて、給水人口と1日最大給水量について、前期・後期別に示せ。

○(水道)工務課長

それぞれ前期が20万人・10万8,000トン、後期が22万人・12万8,900トンとしている。

○古沢委員

条例の一部改正により予定している基本計画の変更内容を示せ。

○(水道)工務課長

給水人口を20万人から16万人に、1日最大給水量を10万8,000トンから8万5,400トンに改正するものである。

○古沢委員

後期については変更しないのか。

○(水道)工務課長

6拡事業は平成9年度に終了しており、今回の条例の一部改正は、あくまでも21世紀プランに基づくものである。

○古沢委員

5拡事業の最終年次時点における施設能力はどうであったか。

○ (水道)工務課長

給水人口18万5,000人、1日最大給水量8万5,480トであった。

○ 古沢委員

平成10年度の実績はどうであったか。

○ (水道)工務課長

給水人口15万3,044人、1日最大給水量6万3,834トであった。

○ 古沢委員

朝里ダムの水の利用状況についてだが、要求した資料によると、豊倉・潮見台浄水場部分が朝里ダムの放流水を源水としているのか。

○ (水道)工務課長

そのとおりである。

○ 古沢委員

昭和54年度の1日平均取水量は豊倉水源は当時まだ朝里ダムはなく2万1,886ト、一方、平成10年度では3万2,137トであり、約1万トの増量に過ぎないと思うがどうか。

○ (水道)工務課長

1日平均取水量ベースで考えるとそのとおりである。

○ 古沢委員

1日約1万トの水を余分に取るために朝里ダムがどうしても必要だったということになる。このダム建設は6拡事業の目玉であると同時に、当時の新聞にも「ダムのムダかムダなダムか」と言われるようなバブルの寵児でもあった。当初水道専用ダムとして計画され事業費は88億円、その後治水等多目的ダムへと変更し、最終的には総事業費350億円通年型観光ゾーンの付加価値まで付くなど、どんどん膨らんでいった。条例の一部改正により見直される基本計画は朝里ダムのなかった5拡の事業水準とほぼ同水準である。水道水の安定補給を市民向けの大義として朝里ダムの必要性を説いてきたわけだが、当時でさえもう一つの選択肢があったのではないか。つまり施設改良や老朽施設の更新等、実能力アップのための改良事業だけで十分対応できたのではないか。ならば尚更朝里ダムは過大投資だったと思わざるを得ないし、その投資による借金を市民が背負うことになる。しかし条例の一部改正についての提案説明ではこうした点に触れずに文字面をなぞっているだけとの姿勢には大きな疑問を抱く。この一部改正を提案するに至った経緯を説明せよ。

○ 水道局長

朝里ダム建設には3つの目的があった。1つは、洪水による家屋被害の防止、2つは、夏枯れ現象に対応した河川のせせらぎ・憩いの場を提供すること、3つは、水源の確保で従前は水源の約8割が河川表流水であったが、朝里川からは6割程度しか取れず先人は苦勞したと聞く。しかしダムが出来たおかげで、今年の猛暑の中でも7万トを超える給水量で市民の需要に応えることができた。また、条例改正については、給水人口は経営の基本に関する事項で、市の基本構想と整合性のとれるようにすべしとの国の指導がある。昨年16万人に将来の目標人口が変更したことに伴い、今回の一部改正を提案した次第である。

○ 古沢委員

6拡後期はつまり来年を前にして16万人に基本計画を変えるというわけだが、来年には22万人になるとの計画に基づいて朝里ダムを建設した。その分が水道料金その他に波及しているのに、見込み違いをしたとただの一言もないのはどういうことか。

○ 水道局長

総合計画の人口設定当時の人口は18万5,000人であった。当時の総合計画の立て方はどの市町村も右肩上がり・

拡大傾向であった。したがって当時は22万人と設定したと思う。

それが現在の少子高齢化とは異なったと思う。しかし我々の基本方針は総合計画に沿った人口設定をすることとなっている以上、やむを得なかったと思う。

○古沢委員

同時期にゴミ問題で市の別セクションでは一定の方向性を示している。それでは15万人レベルに減少すると予測したがむしろの方が正しかった。つまり明らかな見込み違いであった。水道事業は地方公営企業法第2条第1項に列挙された法定事業だが、公営企業の経営原則については地方財政法第6条に規定されており、受益者負担の原則・独立採算の原則を基本としているが、それはあくまで当該事業が企業ベースで経営できることが前提であると解されるがどうか。

○水道局長

基本的にはそのとおりである。地方公営企業の経営に当たっては受益者負担・独立採算の2原則があるが、その場合でも企業ベースの採算性を重視しながら経営を進めていかなければならないと考えている。

○古沢委員

『地方財政関係質疑応答集(自治省財政局地方財政制度研究会編)』によると、地方公共団体の一般行政事務や本来不採算で企業ベースにのらない事務事業は、企業が企業活動の一環として処理していると言えども受益者負担の原則により経費を賄うことに適さない性格のものである。

地方公営企業法第17条の2の趣旨を説明せよ。

○水道局次長

同条は経費の負担の原則を規定している。その性質上当該地方公営企業の経費に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収支のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において出資、長期の貸付、負担金支出その他の方法により負担するものとなっている。

○古沢委員

同法第17条の3についてはどうか。

○水道局次長

災害に準じるような一時的な企業外要因または要請により、企業会計において所要経費を賄うことが客観的に困難または不適当の場合に補助することができるものである。

○古沢委員

同法第18条及び第18条の2についてはどうか。

○水道局次長

第18条は、地方公共団体は第17条の2第1項の規定によるほか、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資することができるとなっている。第18条の2は、地方公共団体は第17条の2第1項の規定による他、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期貸付けすることができるとなっている。

○古沢委員

総合計画の22万人を見込んで朝里ダムが建設されたが、経済情勢の変動などで計画変更を余儀なくされ、16万人に変更し、条例の一部変更で基本計画は見直しされる。しかし、ダムは残り、6万人分が過大な負担として強いられる。受益者にとってはまさに第17条の3の「政治的」災害もしくは特別な理由に当たると思うがどうか

○水道局次長

水道局としては、朝里ダムの必要性を十分認めている。特別な理由とは、災害に準ずるような一時的な企業外の

要因または要請により企業会計において所要経費を賄うことが困難または不適当な場合を指すと考えている。

○古沢委員

先の質疑応答集では、第18条の「出資」とは「地方公営企業の創設ないし事業拡張に必要な建設資金(建設改良のための企業債の償還代金を含む)に充てるための一般会計等からの出捐・供与等を言う」とあるが、これはどのように理解すればよいのか。

○水道局長

出資は建設改良工事に当てる場合に求めることとなっており、いたずらに何でも出資とはならない。朝里ダム建設には一般会計から出資金が、国から補助金が入っている。

○古沢委員

さらに質疑応答集では「借入金で企業の設備投資をした場合には、経営状況に関係なく借入条件に基づいて利息を支払わなければならない、また企業の経営状況は経済情勢の変動等によって変動するものであり、特に企業の創業時においては一般の利率を上回る利益を生むことは困難であるのに対し、出資による場合は利息を支払うことはなく、また経済情勢の変動により健全経営を確保できない時には納付金を支払う必要がない等、事業経営の弾力性強化の機能を有する。このため、企業経営にとっては出資金が多いことが望ましいことは言うまでもない」とあるが、これはどのように理解したらよいのか。

○水道局長

あくまでも建設改良工事に一般会計からの出資金を当てることが原則と思う。朝里ダムにおいても出資金が入っているが、これからの改良工事は、拡張から維持管理への移行に主眼を置き、例えば天神浄水場の改良工事はご指摘のような出資には当たらず、水道事業者本来としての工事に当たるものと考えている。

○古沢委員

地方公営企業法第21条から、地方公営企業の料金は公正妥当なものでなければならない、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎としなければならない。つまり水道料金も、これらの要件を満たすことが求められている。今後の水道料金の決定に当たっては、これら各条文の狭義の解釈ではなく、地方公営企業をいかにして維持管理し、しかも受益者負担・独立採算を原則として、同時に受益者の負担は軽ければ軽いほど良いということも含めて、どのように対応するのか。

○水道局長

資金ベースで不良債務が発生する見込みが生じる状況になれば、水道料金の改定も判断せざるを得ないと思うが、場合も、審議会の意見を得ながら答申を受けることが基本であり、答申後に同法第21条に謳われている3原則に則って料金決定をすべきと考える。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時50分

○佐々木(勝)委員

融雪機への貸付けについて

融資制度の考え方とスタート時期について示せ。

○土木部次長

冬を快適に暮らすべく各家庭において融雪槽・ロードヒーティングを設置しており、それについて助成していること計画し、他都市についても調査しているが、まだ詰めていくべき問題があり、平成12年度までに預託とするのか直貸しとするのか、別の方法をとるのか検討する時間をいただきたい。

○佐々木(勝)委員

期限を来年3月までとしたなら、遡ってある程度の時間的目処も明らかにしてほしい。

10 月に町会長を囲み懇談会を開催すれば、そこでも要望がいろいろ出されると思うが同様に回答するのか。もう少し先の見える話をするのか。一定の目処をつけてアンケート調査等の準備作業をする必要があるのではないか。

○土木部次長

設置希望者が多いことは考えられ、現在は無利子でと検討しており、その方法等について調整中である。したがって 10 月から始まる 6 ブロックの除雪説明会では、まだ具体的な方法や時期を示せる段階にはないが、12 年冬までには実現できるよう努めたい。

○佐々木(勝)委員

それなら 12 年夏頃までには具体的な部分を考える必要があると思うがどうか。

○土木部次長

関係部局と詰めて行く中で生じる問題をクリアしながら進めていきたい。

○佐々木(勝)委員

於古発川整備について

観光客が集まる寿司屋通りが大きく取り上げられ、縦の導線の牽引力を高めて中心部に人を誘導するという観点では、この通りは相当の魅力がある。昨年調査費を付けて歩道整備をするということだったと思うが、現在の状況はどうか。

○(土木)建設課長

昨年度に調査設計を行い、今年度から工事着手していきたいと考えており、現在実施設計中である。

○佐々木(勝)委員

補正予算は付いているのか。

○(土木)建設課長

当初予算に計上している。

○佐々木(勝)委員

これから着手すると、10～1 月で工事を行うのか。

○(土木)建設課長

当面は今年度と来年度で、本通線から旧手宮線までの区間約 270 m の札幌側の歩道を整備したいと考えている。

○佐々木(勝)委員

工事自体は難しくないと思うが、押し迫っての工事ということが心配だがどうか。

○(土木)建設課長

本通第 2 線は昨年冬期間の施工となり大変厳しいものだったが、今年は残り僅かということもあり夏場も敢えて工事している。しかし基本的には、観光客の多い時期を極力避けて不便をかけないように進めている。

○佐々木(勝)委員

於古発川そのものの汚れ具合は現在もそれ程改善されていない。工事に併せて一定程度の川の浄化も必要と思うがどうか。

○(土木)建設課長

水質調査の結果は、下水道の接続・水洗化の進展により以前に比べて格段に向上している。我々としては定期的に川や沈砂池の清掃に努めているが、水洗化していない所からの雑排水や河川沿いの事業活動の一部等からの汚染水の流入も否定できず、「せせらぎ」と言える状態には至っていない。

○佐々木(勝)委員

将来的には 2 級河川に昇格させようとの話もあったと思うが、この状態では縦の導線としてもふさわしいとは言えないのではないか。また、周辺整備についてはどこがどのように仕切っていくのか見えてこない。例えば、花穂

駐車場も再整備する計画はあるのか。

○(土木)建設課長

2級昇格については依然として道と話し合いを進めている。それに関して、当該駐車場やさらに上流の占用物件の問題を解決することが次のステップへの課題である。ただ、川の整備は同時に街路整備を進めざるを得ない状況があり、それには大変な投資を要する。

また、実際に工事する段になって、寿司屋通りはじめ商業施設への影響が長期に及ぶことが考えられ、そうした影響や市の負担がなるべく少なく進める方法がないか、前述の課題の解決策がないか等、悩んでいるというのが実態である。ただ、於古発川通線の中心市街地におけるポテンシャルは高いと認識しており、何とか環境整備できないか引き続き検討していきたい。

○佐々木(勝)委員

ややもすると無秩序なバスの駐車や人の動き等が問題となり、やはりこの導線を生かしていかなければならない。そのために一定の目処が必要と思うが、庁内に対策会議はないのか。

○(土木)建設課長

於古発川通に限った会議はないが、経済部と密接に話し合いは行っている。

○佐々木(勝)委員

市営駐車場について

時間駐車と定期的に賃貸している分に分けて実績を示せ。

○土木部次長

駅横・稲穂・駅前広場・花穂・若竹・桜・住之江の7駐車場を管理しているが、例えば駅広は4～8月末の合計台数が11年度4万2,984台(10年度は4万5,077台)、駅横は同じく1万6,921台(2万72台)、稲穂が1万9,374台(2万3,135台)となっている。

○佐々木(勝)委員

これらは時間駐車だと思うが、定期駐車についてはどうか。

○土木部次長

前述の利用台数は時間駐車と定期駐車合計分である。

○佐々木(勝)委員

花穂・若竹・桜・住之江は定期契約によるもののみか。

○土木部次長

そのとおりである。

○佐々木(勝)委員

前年度と比べ実績が落ちているが、その原因は何か。

○土木部次長

駅周辺に集まる車の数が減少していることが挙げられると思う。

○佐々木(勝)委員

結果のみで考えるとそうなると思うが、中心市街地に人を集めるためには、質の高い駐車場が必要である。例えば、稲穂駐車場は築何年になるか。

○土木部次長

昭和51年に供用開始したので、23～24年になる。

○佐々木(勝)委員

メンテナンスを施す計画はあるのか。

○土木部次長

起債償還も完了し利益が出ており、今年度はルーバーを直し、また部分的に床面や壁面を毎年修繕している。本格的な改築の考えはなく、維持補修で対応したいと考えている。

○佐々木(勝)委員

駅横駐車場を建設する際に、その利用が危惧されていた。やはり駅横の利用は相当落ち込んでいる。総合的に見て中心市街地と駐車場の関係を議論しているのか。

○建築都市部長

現時点では総合的な議論はしていない。駐車場法により駐車場の区域が規定されているが、エリアそのものも変わってきているものと考えられるので見直しをかけ、それを踏まえて駐車場のあり方について再検討すべく近々調査に入りたい。

○佐々木(勝)委員

ジリ貧になるのを黙って見ている訳にはいかないと思う。早めに手を打ちながら総合的に駐車場対策を講じてほしい。

公園整備について

現在市内には、総合公園が3、地区公園が6、近隣公園が11、児童公園が66、緑地緑道が1で、合計87カ所あると捉えていたがどうか。

○公園課長

都市公園は都市計画法で定められているが、児童公園は現在「街区公園」と呼ばれ補助対象外であり、都市計画決定せずに面積があるところに作っている箇所もいくつかあり、それが68カ所あるので、最新の合計は89カ所である。

○佐々木(勝)委員

総合公園・地区公園・近隣公園は、他都市と比べて充足していると考えているのか。

○公園課長

「緑の基本計画」を策定中で、大きな公園はほぼ充足されている。全国の10～20万人規模の都市で平均1人当たりの公園面積8.1㎡のところ、小樽は8.2㎡なのでほぼ標準だが街中・中心部に足りないとの結果が出ている。

○佐々木(勝)委員

「遊園地」と児童公園の違いは何か。

○公園課長

当初は児童の公園との意味で「児童遊園地」と呼んでいたものが現在の「街区公園」である。また、開発行為の中で3%以下の範囲でそうした土地を設けることとなっており、我々は500㎡から街区公園と呼ぶが、それに満たず面積があまりにも小さすぎて我々が入り込めない規模のものは、町内会が維持管理する「児童遊園地」とし、遊具が壊れたときに2分の1の助成をするところが53ヶ所ある。

○佐々木(勝)委員

市民の望むブランコや滑り台があるようなものは「遊園地」で、全てが街区公園というわけではない。標準並という8.2㎡をさらに増やしていくための課題は何か。

○公園課長

児童遊園地は、小さくても子供達のためにと町内会が望んで遊具を付けた町場の公園ということになる。街区公園は、数年前から都市計画決定しなくてもよいかわりに単費で整備することとなった。都市計画決定した分についてはほとんど完成している。

○佐々木(勝)委員

視察に行くと街角にポケット公園的なものを見かけるが、こうしたものは公園課の所管ではないのか。緑と水辺のあるところに人が集まると言われているが、そうしたポケット公園の整備は無理なことか。

○公園課長

無理ではないが、街中にそうした土地はないのでまず用地買収してから造成することになり、財政事情が許せば作らざるを得ないと思う。

○佐々木(勝)委員

遊具にこだわらず「憩いの場所」づくりに目を向けなければならないと思う。色内埠頭公園は地区公園なののか。

○公園課長

地区公園であり、今年から工事を行っていかうと考えている。

○佐々木(勝)委員

それ以外に手をつけていく計画はあるのか。

○公園課長

公園自体も全体的に古くなっているので、地域の現状を調べた上で再整備したいと考えている。その中で、例えば今は子供がいなくなったのでブランコはやめて緑を多く配置し直そうということもできるので、財政事情が許せば来年から考えていきたい。

○佐々木(勝)委員

旧手宮線跡地利用について

先日「'99露展おたる」が開催されたが、その実態について把握しているか。

○都市デザイン課長

94年から今回で6回を数え、旧手宮線跡地を利用し、市教委も含めた取り組みとして札幌を中心にプロ・アマ合わせ85名の写真家がその作品を展示するものである。

○佐々木(勝)委員

実行委員会がＪＲから場所を借りているのだと思うが、市との関わりはあるのか。

○都市デザイン課長

市は後援しているが、実施に当たっては特に関わりはない。

○佐々木(勝)委員

どのような形で借りているかきちんと把握しているか。

○都市デザイン課長

中央通から船見通を過ぎた辺りまでの区間で開催され、ＪＲ所有地と一部仮換地した中央通の事業用地とにまたがっている。市の部分については使用を承諾し、ＪＲも協賛の形で若干の関わりがある。確認まではしていないが使用料は払っていないようである。

○佐々木(勝)委員

様々なイベントに使われることをＪＲも考えて賃借にはしていないのだろうと思う。これを実績に市への無償譲渡もあながち無理な話ではないと思うがどうか。

○都市デザイン課長

ＪＲ北海道には一定期間市に貸してもらえないかと話しているが、それだけで納得が得られるかこれからも紆余曲折があるかと思うが、話し合いはしている。

○佐々木(勝)委員

いずれにせよあの場所に軌道を走らせることは無理とを感じる。今冬も雪あかりの路で市が活用する計画はあるのか。

○都市デザイン課長

昨年好評を博し今年は規模を拡大する模様と聞いており、旧手宮線に関わるイベントは今後も開かれるものと思う。

○斎藤(陽)委員

公園の清掃について

「公園」の定義がいろいろあってわかりずらく、その管理も港湾部や児童家庭課等の所管があるなどまぎらわしいので、まとめて種類と数を説明せよ。

○公園課長

公園課で管理する都市公園としては、まず、町会毎にあり誘致距離250mの範囲内に配置する街区公園がある。次に誘致距離500mの範囲内の規模の近隣公園があり、さらに、徒歩圏内(ほぼ1km内)居住者の利用に供する地区公園がある。その他、文化・運動・レクリエーション施設がまとまってある総合公園があり、市内に全部で約90箇所ある。

○斎藤(陽)委員

銭函保育園隣の銭函遊園や奥沢児童会館横の奥沢児童遊園は含まれていないのか。

○公園課長

それらは保育所関連の付属として福祉部所管になり、前述の個数には含まれていない。

○斎藤(陽)委員

公園の清掃等の維持管理には、市が管理する部分と地域住民の参加による部分があると思うが、市の基本的な考え方を示せ。

○公園課長

ゴミについては、我々の直営班が回収する公園と、地区公園や近隣公園ではなかなか手が回らないのでシルバー人材センターに委託して収集されたゴミを1箇所に集めそれを直営班が回収する公園の2通りがある。トイレは、公衆トイレの一つとして環境部がシルバー人材センターに委託し、週2回平均で清掃してもらっている。その他草刈りや啓蒙啓発等は、街区公園付近の住民や町内会の方々等で構成される愛護会にお願いして、年に1～2回草刈りやゴミ集め、トイレ・遊具の破損状況の通報をしていただいている。

○斎藤(陽)委員

地域住民の一部から、公園のゴミ拾い等の清掃活動についてボランティアをしたいがなかなか組織としてまとまりづらいので、市がぜひイニシアチブをとって声かけのきっかけをつくってほしいとの声があるがどうか。

○公園課長

そのように積極的な人が沢山集まることはその公園への愛着がより増すことにもつながるので、我々から願うよりも地区の方からご一報いただければなおよいと思う。

○斎藤(陽)委員

地域の声を喚起しながら市民の自主的努力を進めることも必要と思う。公園愛護会の活動状況を具体的に示せ。

○公園課長

市内に64団体あり、昭和58年から前述のような活動をお願いしている。ただ、公園が大きくなると町内で維持するのは大変なので、その大半は街区公園である。我々としても大きな公園の周辺に住む市民の積極的な声を切望している。現在、長橋なえば公園においては幸町会や長橋連合町会が参加して、年2回の環境整備活動をしていただいている。

○斎藤(陽)委員

市内にトイレのある公園、特に複数のトイレのある公園は何ヶ所あるか。

○公園課長

大きな公園はほとんど複数設置されており、全体で79ヶ所に設置されている。

○斎藤(陽)委員

環境部がその清掃を委託しているというが、一律週2回なのか。

○公園課長

築港広場公園は毎日、また利用者が多い公園では週3回のところもあるが、ほとんどが週2回である。

○斎藤(陽)委員

清掃回数が実情に合っているかが問題となる。例えば、運河散策路の公衆トイレが汚れているとの苦情をよく聞くが、その管理体制はどのようになっているのか。

○土木部次長

運河散策路は道が作ったが、覚書により市が管理している。トイレは2ヶ所あり毎日午前と午後各1回ずつの清掃を委託している。苦情があるので設置者たる土現にはその旨申し入れ9月に1ヶ所の工事は終了している。これまでは窓がなく閉鎖的だったので、窓を取付け、臭気抜きファンを取り付け、間もなくもう1ヶ所も改善されるものと思う。

○斎藤(陽)委員

そうしたハードの整備と並んで実情に合った回数・時間帯で清掃してほしい。また、ゴミ箱の設置状況について説明せよ。

○公園課長

各公園には最低1ヶ所は設置している。

○斎藤(陽)委員

あるところとないところが見受けられるが、あってもゴミがあふれその周りにも捨てられている状態もある。例えば、銭函中央公園は付近にあまり住宅はないが、工場や流通運搬企業の貼り付きが多く、それらの勤務者が昼食をとるので弁当の空き容器が散乱しているとの苦情がある。この処理についてはどう考えているのか。

○公園課長

当該公園では、遊具付近にはあまりゴミが溜まらないが、駐車場のゴミ箱2つは週1回収集しても次回を待たずにあふれてしまっている状態である。ゴミ箱を撤去したいが、それでもその場所捨てる人が多いので、撤去するわけにもいかない。そこで週2回収集も考えているが、他の公園との兼ね合いもあり検討中である。

○斎藤(陽)委員

収集回数を増やしたりゴミ箱の個数を増やすなどして、散乱状態は改善してほしい。

○委員長

質疑終結。散会宣告。